

要 望 事 項

【共通】

(1) 原発からの撤退という国レベルのエネルギー政策の転換を求め、地域の特色を生かした自然エネルギーの爆発的な普及を促進させ、地域の雇用を増やしていくよう努めること。

(2) 被災地復興、日本経済の再建に逆行する消費税増税、福祉目的税化に反対すること。

(3) 美しく豊かな中海を取り戻すために、以下の点について国・県に要望し、水質改善を図りながら中海漁業の振興を図ること。

①中海・本庄工区の森山・大海崎両堤防の開削を国の責任で実施し、潮の流れを取り戻すこと。

②干拓によるくぼ地の埋め戻しを国の責任でおこなうよう要請すること。

③中海周辺住民や漁民の声を聞きながら、計画的に浅場の造成をすること。

④中海沿岸圏域の農業被害や浸水被害などについて住民や農民、研究者から聞き取り調査を実施すること。

⑤弓ヶ浜半島沿岸に洪水の危険をもたらし、無駄な大型公共事業である大橋川拡幅事業は見直しを求めること。

(4) 合併協定項目でうたわれた淀江支所の機能を堅持し、住民サービスを後退させないこと。また、施設の有効利用を図ること。

(5) 市民生活の実態を無視した税・料の苛酷なとりたてはおこなわないこと。

【総務】

(1) 男女が等しく働きやすい職場づくりのために

①女性職員の能力と特性を生かす人事配置、登用を積極的におこなうこと。また、過剰な残業時間とならないようにするなど、女性職員が働きやすい職場環境とすること。

②男性職員の介護休暇や育児休業の積極的活用を目標を定めて推進し、地域社会の先進的役割を果たしていくこと。

③職員の健康を守るため時間外勤務を減らすよう、残業の集中する部署への計画的増員をはかること。

(2) 国の基準に沿って消防職員の増員をはかり、予防業務の充実など市民生活の安定に貢献できる消防・防災・救急体制の強化を国に求めること。

(3) 厚生労働省がうたっている「心の健康づくり計画」の策定などを通じて、職場を基礎にした職員のメンタル疾患対策に本腰を入れて取り組むこと。

(4) 火災警報器の普及を促進するため、設置の実態を把握し設置費用の助成制度を検討すること。

(5) 公契約条例の制定に向けて検討すること。

(6) 島根原発について住民の安全を確保するために

①1号機の再稼働、2号機でのプルサーマル計画に反対し、3号機の建設中止を求めること。

②立ち入り調査、事前了解などを含めた安全協定を締結するよう中国電力に求め、国に対して防災協定の対象基準の見直しをするよう求めること。

③島根原発の原子力災害に対して、避難計画など災害対策を住民参加で策定すること。

④全国の電力会社のなかでも原発依存度のもっとも低い中国電力。期限を切って原発ゼロをめざし、エネルギー政策の重点を再生可能な自然エネルギーへ転換するよう求めること。

(7) 平和憲法を市政に生かすために、「非核平和宣言都市」にふさわしい取り組みを展開すること。憲法9条の改悪に反対すること。

【企画】

(1) 新型輸送機C-2の配備計画の撤回を求め、航空自衛隊美保基地の機能強化に反対すること。住民の安全を脅かす美保基地の米軍への施設提供については、日米合同委員会の決定を取り消すよう求めること。

(2) だんだんバス、どんぐりコロコロの充実も含めて高齢化社会に対応した公共交通機関のあり方を検討し、利用者の声を反映した地域交通体系の確立をはかっていくこと。

【人権政策】

(1) 同和行政の継続をやめ、必要な対策は一般対策に移行し

- ①固定資産税などの減免や進学奨励金の支給など、同和地域に限った個人給付はやめること。
- ②実態に合わなくなっている進出学習はやめること。
- ③住宅資金貸付金の未納問題を国の責任も含め解決すること。

【市民生活】

(1) 国保の充実で健康で文化的な生活を保障するために

- ①当面、一般会計からの繰り入れで国保料1世帯1万円の引き下げで、払える国保料にすること。
- ②他の自治体にない米子市の減免規則の「就労困難」規定は、被保険者が国保料の減免を受けようとする際の障害になっています。削除すること。
- ③国保に対する国庫補助をもとの45%に戻し、徴収率などによる調整交付金の制裁をやめさせ、法定減免分は100%国が負担するよう求めること。
- ④国保料未納の実態をつかむため対面調査に力を入れ、支払い能力のない被保険者への資格証明書の発行といった制裁はおこなわないこと。受診の必要な人には無条件で保険証を交付すること。
- ⑤国民健康保険法第44条に基づく医療費の一部負担金の減免制度について、その内容を市民に分かりやすく知らせること。とくに保険料減免世帯に対しては、個別通知すること。
- ⑥高額療養費受領委任払い制度は、国保料滞納世帯であっても分割納付している場合は活用できるようにすること。
- ⑦国保広域化計画に反対すること。

(2) 後期高齢者医療制度はお年寄りの基本的人権・生存権を脅かす過酷な制度です。

- ①国に対し即刻廃止を求めること。廃止までの間、保険料の引き上げはしないこと。
- ②お年寄りの命にかかわる短期保険証の発行はしないこと。
- ③検診など本人の申し出が必要なことに関しては、丁寧な通知・案内をすること。独り暮らしであったり障害などにより本人一人では申請困難な場合は援助すること。
- ④従来、国保による65歳以上の検診は無料でした。後期高齢者医療においても元の無料に戻すこと。

(3) 業者婦人の権利を妨げる所得税法56条の廃止を国に求めること。

(4) 年金支給開始年齢の引き伸ばしに反対し、最低保障年金制度の導入を国に要請すること。

【環境政策】

(1) ゴミの減量化を図るため

- ①ゴミ減量化に向けた取り組みを具体的に進めるとともに、市民参加でプラスチック類や紙類などゴミ分別の見直し、生ゴミの堆肥化、減量化を推進すること。
- ②製造、流通業者への協力を求めるとともに、製造者責任の制度化を求めていくこと。
- ③ゴミ袋の無料配布対象世帯については、所得を加味した基準とすること。

(2) 淀江町小波地区での産廃処分場計画については情報公開を徹底し、市民の理解をえられない計画については中止するよう申し入れること。

(3) 一般廃棄物最終処分場に仮置きされている不燃残さについては、その解消策をすみやかに打ちたてること。

【下水道】

(1) 下水道事業の促進にあたっては、国や県の補助率、補助対象の拡大を求めること。合併浄化槽の普及も促進すること。低い接続率の抜本的な向上対策を練り上げること。

【福祉保健】

(1) ふれあいの里、老人憩の家のふろはお年寄りの健康増進を促し、生きがいとなっています。利用料を無料にすること。当面、低所得者を対象に引き下げをおこなうこと。

(2) 市民の命と健康を守るため

- ①類似他都市と比べても少ない保健師の抜本的増員をはかること。
- ②自死（自殺）予防対策の拡充をはかり、命を救う社会システムを構築すること。

(3) すべてのお年寄りが安心して介護を受けることができるようにするために

- ①生活保護水準以下の低所得者の保険料は市独自の減免をおこなうこと。財政安定化基金を取り崩して、保険料の引き上げを抑制すること。
- ②低所得者の利用料の軽減をするよう国に求めること。当面、市独自の軽減措置を実施すること。
- ③要支援1、2のサービス切り下げにつながる総合事業を導入しないこと。
- ④要介護認定を実態に合ったものとするため、ケアプラン担当のケアマネジャーや本人・家族の意見を反映するよう努めること。実態にあわない現行認定制度の抜本改正を国に求めること。
- ⑤介護慰労金の支給要件を緩和し、本人非課税にまで拡大すること。また、老々介護世帯はサービス利用があっても支給できるようにすること。
- ⑥介護職員の報酬や待遇改善を国に求めること。
- ⑦毎年700人前後にもものぼる待機者を解消するため、特別養護老人ホームを増設すること。

(4) 障害者（児）の社会参加を促進させるために

- ①障害者自立支援法の廃止を求め、当面、本人が非課税であれば利用料は無料とし、障害者や家族の負担軽減をはかること。
- ②働きたいと願う障害者の雇用機会を増やすこと。
- ③低床バス導入、車椅子2台以上固定できるバスの導入を働きかけること。
- ④公共施設、道路などのバリアフリー化を促進すること。

(5) よりよい保育事業とするために

- ①公立保育園の民営化計画は白紙・撤回すること。
- ②公的責任を投げず育て新システムに反対していくこと。
- ③公立、私立（福祉会を含む）をとわず、施設改善を含めた関係者からの要望に沿った支援をしていくこと。
- ④同和加配はやめ、すべての園で園児に目の届く正規保育士の配置をめざすこと。

(6) 学童保育の充実を図るために職員の待遇を改善し専門性を高める研修を充実すること。

(7) 貧困と格差が拡大するなか、セーフティーとしての生活保護行政を充実させるために

- ①生活保護の申請書を窓口置き、窓口で相談者を追い返すことはやめ、申請書に基づいて保護決定の可否を決めること。
- ②生活保護の申請から決定までは、法律で定められた14日以内とすること。ケースワーカーの適正配置をすること。
- ③鳥取市との級地による格差を解消するため、生保世帯の夏季、年末の一時金の額を引き上げること。保護基準の引き上げを国に求めること。
- ④高齢加算の復活を国に求めること。

⑤経済的に困難な家庭の子どもたちの学習を支えるため、全国で始まっている「学びサポート」（無料・低額による学習支援）の取り組みなど、貧困の連鎖を断ち切る施策を推進すること。

（８）DV被害者に対する支援策の充実について

- ①激増する被害者に対応するため、救済民間シェルターに対する補助金を増額すること。
- ②DV被害者は長期にわたる保護・支援が必要です。中間施設（ステップハウス）を鳥取県西部にも設置するよう、県に要請すること。
- ③県と協調しながら、若者に対してDVについての啓発活動に積極的に取り組むこと。行政として民間団体への適切な支援・指導に力を入れること。

【経済】

（１）地域の小規模農家の営農を守り、安全な食料の確保、農業再建を図るために

- ①農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、再生産が可能な農業収入を保障する政策への農政の転換を国に求めること。
- ②関税などの国境措置を維持・強化し、農産物輸入の歯止めない自由化をストップすること。農業ばかりでない、雇用や経済、医療を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対すること。
- ③地産地消の運動を学校給食や地域観光などさまざまな分野に広げ、地元農畜産物の利用を拡大すること。
- ④後継者育成制度の強化・充実をはかること。

（２）地元中小業者の暮らしと営業を守るために

- ①地元業者を育成するためという制度融資の趣旨が生かされるよう、民間団体、金融機関任せでなく米子市が主体的に制度融資にかかわりを持つこと。部分保証の見直しを国に求めること。
- ②先例地に学び、産業振興条例の制定に向け検討をすること。
- ③住宅リフォーム助成制度の導入で、地元業者の仕事おこしをはかること。

【建設】

（１）交通災害から住民の生命を守るために、通学路、歩道の安全性についての実態調査をおこない、早急に安全整備をはかること。児童・生徒の通学路の安全を図るため、実態を詳しく調査し防犯灯・街路灯を設置していくこと。

（２）市民の市営住宅への入居要求にこたえることができるよう

- ①市営住宅の戸数を抜本的に増やすこと。
- ②修繕予算を抜本的に増額し、退去した市営住宅に新たに入居できるまでの期間を短縮すること。
- ③中心市街地での単身用老人住宅を拡大すること。

（３）住民の生活・環境を守るため、高層・大規模建築物の建設を規制する条例の制定を検討すること。

【教育委員会】

（１）教育効果が明白な少人数学級をすべての学年に導入するよう、国に働きかけていくこと。

（２）学校現場への「日の丸」「君が代」の押しつけはしないこと。自発性をそこなう実施状況チェックは、これからもおこなわないこと。

（３）いじめや授業妨害、非行、不登校などの対策に、臨床心理士など専門性を備えたスクールカウンセラーの配置をおこなうこと。当面、養護教員を各校に複数配置すること。

（４）保護者の大きな負担となっている部活動費や補助教材費の軽減をはかり、義務教育の無償化を実践すること。無償化に逆行する学校給食申込制度の導入は撤回すること。

(5) 就学援助給付額の引き上げをおこない、対象世帯を生活保護基準の1.5倍までとすること。

(6) 学校給食について

①直営・自校方式が教育の一環としての学校給食のあるべき姿です。少なくとも現在ある小学校の単独調理校は、中学校給食実施以降も存続させること。

②学校給食申込制度は教育的見地に無縁のものです。義務教育無償化の流れにも逆行するもので、同制度導入の白紙・撤回をすること。

③給食食材の地産地消を促進し、遺伝子組み換え食品は絶対に使用しないこと。おいしい米飯給食の回数を増やすこと。

(7) 学校施設の抜本的改善と学校運営の充実

①学校施設、備品、器具などの整備費や消耗品費を増額し、保護者からの負担を求めることがないようにすること。

②学校施設の修繕は実態に即して速やかに実施すること。年次的に洋式トイレの増設、バリアフリー化を進めること。

(8) 地域住民のための活動を保障するため、公民館職員の土曜、日曜の配置をおこなうとともに、勤務実態に合わせた労働条件の整備をおこなうこと。サービス残業は根絶すること。

(9) 教育予算の抜本的増額を国に要求し、市の教育予算を増やして教育行政の充実をはかること。

【水道局】

(1) 安全でおいしい水の供給を将来にわたって保障するために、日野川流域の市町村と連携し、水道水源条例を制定するよう働きかけること。